

# 業務指示書

## ケニア国トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年12月21日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：コミュニティ開発に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／コミュニティ開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 生計多様化】

- 1) 類似業務の経験：生計多様化に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

別紙【第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容】の以下の経費

- (6) 戦略的な水源の設置:再委託(水源設置工事)に係る経費
- (13) 本邦研修の実施:本邦研修の実施に係る経費
- (20) 本邦研修・第三国研修:本邦研修・第三国研修に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(KES1 = 1.1244 円, US\$1 =112.305 円, EUR1 = 119.249 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 1月13日(金) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)2階 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／コミュニティ開発  
生計多様化

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

35.70 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月24日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年10月)」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/コミュニティ開発	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 生計多様化	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

国土の8割を乾燥・半乾燥地が占めるケニア国では近年、干ばつや洪水などの自然災害が連続的に発生し、牧草地帯の減少により牧畜民の生活基盤が不安定化しており、洪水・干ばつ対策や自然資源管理などへの対応が喫緊の課題となっている。

特に2010年秋以降に深刻化したアフリカ東部の「アフリカの角」と呼ばれる地域（ジブチ、エチオピア、ケニア及びソマリア）の干ばつは、過去4年間にわたり、ケニアではトゥルカナ郡を含む北部地域を中心に380万人以上が被災した。

かかる状況の下、ケニア政府は我が国に対し、北部地域の牧畜民コミュニティの干ばつに対する強靱性（レジリエンス）向上を目的とした支援を要請し、当機構は2012年2月～2015年10月に開発計画調査型技術協力「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト（ECoRAD）」を実施し、パイロット事業の実施を通じてコミュニティ主体の災害管理（コミュニティ防災）と開発の視点を融合した新たな干ばつレジリエンス向上モデルを構築するとともに、関連する政府関係者の能力強化を行った。

同プロジェクトの対象地域のうち、ケニア国内で最も貧困率の高いトゥルカナ郡では、乾燥地のため人口の60%が牧畜を生業としており、地下水や自然草地など自然資源への依存度が高いことから、来たるべき干ばつへの備えとしてのレジリエンス（強靱性）向上に資する持続可能な自然資源管理（地下水利用と自然草地管理）とともに、脆弱性軽減のための生計手段の多様化が求められている。

加えて、2013年の総選挙以降本格化した地方分権化及び中央省庁再編の結果、これら対策の実施主体が郡政府となったことから、郡政府の実施能力向上が急務となっている。

かかる状況の下、ケニア政府は我が国に対し、牧畜民コミュニティにおける持続可能な自然資源管理（地下水利用と自然草地管理）と生計手段の多様化に取り組みからなる、トゥルカナ郡における干ばつに対するレジリエンス向上を目的とした本事業の要請があり、2016年11月にプロジェクトの枠組み等について取り纏めた討議議事録（R/D: Record of Discussions）をケニア政府と合意・署名し、今般「ケニア国トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施することとなった。

冒頭の課題に対してケニア国の国家開発計画「Vision 2030」（2008年～2030年）では、水源林の保全、森林率の増加（目標値10%）や洪水・干ばつなどの気候変動に起因する自然災害への適応などを気候変動対策セクターの主要課題として位置づけている。

またケニア政府は2011年9月に「アフリカの角危機サミット」を主催し、「中長期的な干ばつ対応メカニズム」の構築を柱とする「ナイロビ宣言」をまとめた。同サミットでは、国別アクションプランである干ばつ危機終焉政策（Ending Drought Emergency: EDE）も協議され、ケニアにおいては「短期的な人道支援のみならず干ばつに対する強靱性（レジリエンス）の向上を中長期的に推進すること」の必要性が確認された。また2015年11月にはEDE支援のための援助協調の枠組みとなる共同プログラム枠組み（Common Programme Framework: CPF）が始動した。

EDEでは干ばつ発生時の緊急対応システムの構築及び乾燥・半乾燥地の総合的な開発が重要であるとされ、そのための方策として担当省庁の体制強化、干ばつ対策のた

めの基金設置、早期警報システムの始動、干ばつ時緊急支援のための計画策定等の各種事業が CPF の枠組みのもと実施されている。

本事業は、これら重要政策のうち、来たるべき干ばつへの備えに必要となる各種公共事業（水源設置等）を本来担うべきケニア側関係機関、特にトゥルカナ郡政府の体制強化を図ることにより、EDE の実施を推進する協力であると位置づけられる。加えて本事業は、2016 年 8 月にケニアにて開催された第 6 回アフリカ開発会議（TICADVI : The Sixth Tokyo International Conference on African Development）にて優先分野とされた 3 分野のうち、ピラー3「繁栄の共有のための社会安定化の促進」に含まれる、地球規模の問題及び課題に対処する協力であると位置づけられる。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 事業目的

本事業は、トゥルカナ郡において、牧畜民の行動特性及び科学的な根拠に基づく地下水利用を通じた持続可能な自然草地管理と、対象コミュニティが牧畜以外の代替生計手段を備えることにより、対象コミュニティの干ばつへの備え（生活水準の底上げ、被害の緩和、早期回復）を強化し、もって対象地域の干ばつに対する強靱性（レジリエンス）の向上を目指すものである。

### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

トゥルカナ郡（人口：約 86 万人、面積：68,680km<sup>2</sup>）

### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：トゥルカナ郡政府職員、最終受益者：対象コミュニティ

### (4) 相手国側実施機関

地方分権化・計画省、国家干ばつ管理庁、トゥルカナ郡政府

### (5) 協力の枠組み

#### 1) 上位目標と指標

トゥルカナ郡において確立された干ばつレジリエンス向上のためのアプローチが、国内の他の乾燥地・半乾燥地において適用される。

【指標】本事業にて導入するアプローチを適用する郡の数が増加する。

#### 2) プロジェクト目標と指標

トゥルカナ郡において干ばつへのレジリエンスが向上する。

【指標 1】対象地域における水源の数が XX%増加する。

【指標 2】対象地域における牧草地の面積が XX%増加する。

【指標 3】トゥルカナ郡政府による干ばつ管理に関する予算配分/執行額が XX%増加する。

#### 3) 期待される成果

成果 1：対象コミュニティにて持続可能な自然資源管理がなされる。

成果 2：対象コミュニティにてアクションプランに基づく生計多様化活動が実行される。

成果 3：トゥルカナ郡政府職員の干ばつ管理に関する能力が向上する。

#### 4) 活動の概要

- 1-1 i) 自然資源管理、ii) 政府職員的能力、iii) ECoRAD の実施から得られた教訓に関する全般的な現状のギャップアセスメントを行う。
- 1-2 水資源開発（水資源ポテンシャル調査に基づく）並びに牧草地創出／開発に係る戦略的な活動実施箇所の選定を政府との合意の下で行う。
- 1-3 活動 1-2 に基づき、深井戸設置／開発を行う。
- 1-4 活動 1-3 に基づき、持続的な飼料作物生産や牧草地の再生を行う。
- 1-5 活動 1-3、1-4 に係る持続的な自然資源管理および運営維持管理に関する対象コミュニティの能力強化プログラムを実施し、モニタリングを行う。
- 2-1 代表的な既存の干ばつ管理に係るコミュニティアクションプラン（CAP）の妥当性に関し、レビューを行う。
- 2-2 選定したコミュニティにおける干ばつ管理に係る CAP の策定／改定を生計多様化の観点で行う。
- 2-3 選定したコミュニティにおける CAP（活動 2-2）に基づき、優先順位の高い活動を行う。
- 2-4 選定したコミュニティにおける収入創出活動の実施状況に関するモニタリング・評価を行う。
- 3-1 トウルカナ郡政府職員に対する干ばつ管理に関する能力強化プログラム（CAP 策定、持続的な自然資源管理とその維持管理、等）を行う。
- 3-2 地方分権に基づくカウンティ政府体制において活動 3-1 に関するナレッジマネジメント、モニタリング、フォローアップ（OJT 等）を行う。

### 3. 業務の目的

「トウルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録(Record of Discussions : R/D) に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2016 年 11 月 14 日に署名された R/D に基づき実施されるプロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) ケニア政府及びトウルカナ郡政府の開発計画・政策における本案件の位置付けの確認（JICA の技術協力に対する理解を含む）

本プロジェクトは、干ばつ発生直後の緊急支援として実施された先行案件（ECoRAD）と異なり、来たる干ばつへの備え（生活水準の底上げ、被害の緩和、早期回復）に必要となる各種活動について、本来担うべきケニア側関係者による主体的な取り組みを支援するものである。先方 C/P にこの実施方針を説明し、理解を得た上で実施することとする。ただし、業務実施期間中に干ばつが発生した際には、その活動内容について別途 JICA に相談する。

具体的には、ケニア政府レベルにおいては、2011年の干ばつ後に策定されたナイロビ宣言の国別アクションプランである EDE (Ending Drought Emergency) の実施を推進する協力であること、トゥルカナ郡政府レベルにおいては、郡政府総合開発計画 (CIDP) や郡レベルの EDE の実行に必要な組織力、技術力を高める協力であることを説明し、コンサルタントは、単なる役務代替とならないよう注意すること。

## (2) プロジェクト運営体制

トゥルカナ郡政府における主要な C/P は公共事業・地方分権・防災省 (Ministry of Public Service, Decentralised Administration & Disaster Management) であり、井戸掘削や生計多様化事業に関連する水・灌漑・農業省、牧畜経済・漁業省、エネルギー・環境・自然資源省といったその他関係機関も能力強化の対象に含まれる。

トゥルカナ郡に支部を持つ国家干ばつ管理庁については、トゥルカナ郡公共事業・地方分権・防災省とともに、同郡の干ばつに備える事前投資 (Preparedness) に関する各種活動の計画や進捗を報告するとともに、同庁の本来業務である早期干ばつ警報システム等の情報を活用し、中央政府予算や援助機関からの資金獲得に向け協働することとする。

国家干ばつ管理庁、及び乾燥地・半乾燥地 (ASAL) を所管し、本案件の合同調整委員会 (JCC) の議長を務める中央政府の地方分権化・計画省に対しては、本事業の円滑な実施のために必要な支援 (案件進捗にかかる定期報告の実施及び現地モニタリングへの参加促進など) が得られる関係を構築すること。

## (3) 協力対象コミュニティの選定基準

先行案件では水源設置の計画段階 (設置箇所の特定) から対象コミュニティへの介入 (設置後の料金徴収や維持管理の必要性の説明等) を行った結果、水源の維持管理活動をはじめあらゆる面でコミュニティの自発性、自立性が高まった。この教訓のもと、本案件においても水源を設置するコミュニティに対してアクションプラン (コミュニティ・アクションプラン: CAP) の作成支援及び各種活動の実施支援を行う。

本案件は、JICA が水源設置の費用負担をするコミュニティのみならず、トゥルカナ郡政府若しくは他の援助機関の予算で水源が設置されるコミュニティも協力対象に含めることを排除しない。ただし、計画段階から上述の介入が可能であることを条件とする。対象コミュニティの選定基準については、詳細計画策定調査時点で合意した、コミュニティの成熟度合いのほか、本指示書 6 (6)、トゥルカナにおける安全管理規程等が想定されるが、その他の選定基準について適当と考えるものがあれば、プロポーザルにて提案すること。

## (4) 環境社会配慮

ケニア国内法上、コミュニティ用の井戸掘削事業には、予備的環境調査 (IEE) 報告書の承認による環境許認可の取得が必要である。詳細計画策定調査において作成支援した IEE 報告書案は、ケニア国環境管理庁 (NEMA) によって 2017 年 3 月に承認見込みである。

IEE 報告書案では、地下水の水質や水象、余剰残土廃棄等に対する対策は必要であるものの、環境社会への影響は軽微であると想定されること、また本プロジェクトの実施に伴って用地取得は発生せず、特段の社会への影響も想定されないことと記載さ



れている。

コンサルタントは井戸掘削工事の開始前に、IEE 報告書が NEMA によって承認されていることを確認するとともに、IEE にて必要とされた緩和策がトゥルカナ郡政府や現地施工業者等によって実行されることを注視し、必要に応じ同郡政府に助言する。

#### (5) 先方負担事項

事業の円滑な実施のために不可欠である相手国実施機関による投入（カウンターパート配置、経常経費等）のうち、予算申請プロセス等の理由により事業開始当初からの負担が困難であると想定されるものについては、協力期間中に相手国負担の漸増を図ることを条件に JICA 側が負担するとして、詳細計画策定調査時点で合意している。

第 1 フェーズ（2017 年 2 月～2018 年 6 月）の期間に見込まれる費用（C/P の旅費、交通費等）の予算手当が未了である場合に備え、コンサルタントは当該期間の業務実施に必要な不可欠な金額を見積りに計上すること（本見積りとする。こと。）。)

なお、見積金額は 200 万円を計上することとし、契約交渉において単価や数量等の内訳を確定することとする。

当該費用の負担の要否については活動開始時に実施機関と協議のうえ決定する。また、支出基準（単価）等については JICA ケニア事務所の内規とも整合性を保つ必要があることから、同事務所および農村開発部と事前によく相談すること。

#### (6) 国内支援委員会の設置

JICA は本プロジェクトを含むサブサハラアフリカ地域における気候変動・干ばつへのレジリエンス強化のための事業について、その運営方針、実施アプローチ、及び技術的側面について助言する国内支援委員会を現地業務開始前に開催予定であり、コンサルタントは同委員会の助言を業務計画書及びワーク・プランに反映すること。

#### (7) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取る。こととする。

#### (8) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となる各種報告書を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、ケニア国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

### (9) 工事安全管理

パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014年9月)に沿った工事安全管理を行う。建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、コンサルタントはその内容をレビューする。施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

### (10) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、ケニア国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、費用対効果の高い広報施策をプロポーザルで提案すること。

### (11) プロジェクト活動の定期モニタリング

本プロジェクトでは、JICAが作成したプロジェクト活動のモニタリングシートを用いて定期的な活動モニタリングを実施することとする。そのため、2017年6月下旬までにモニタリングシート Ver. 1、その後6ヶ月ごとにC/Pと協働で同モニタリングシートを更新し、プロジェクト活動の円滑な実施を定期的を確認することとする。コンサルタントは後日配布する同モニタリングシートのサンプルを、プロジェクト活動のモニタリングのために参照すること。なお、モニタリングシート Ver. 0はJICAが作成し、コンサルタントの現地派遣前に配布する予定である。

## 6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおり。

<第1フェーズ：2017年2月～2018年6月>

### (1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

コンサルタントは業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容についてJICAの承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、工程等について合意を得る。

### (2) ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するために想定されている以下の分野の指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。

#### 1) 自然資源管理に関する指標

対象地域における水源の数、牧草地の面積

#### 2) 生計多様化に関する指標

協力対象コミュニティにおけるコミュニティアクションプラン(CAP)の有無、実施状況、資産保有形態(収入源、預金、家畜保有等)

#### 3) 干ばつ管理能力に関する指標

トゥルカナ郡政府や中央政府による干ばつ管理に関する予算配分/執行額、干ばつ対策計画の実施状況や郡政府職員に対する能力強化の機会の有無

また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。なお、自然資源管理に関する指標入手手段については、定期的かつ定量的に現状を把握できる入手方法をプロポーザルにて提案すること。

また、生計多様化に関する指標については、事業による裨益効果が属性ごとに確認できるよう、男女別、部族別といった属性ごとに集計することとする。

### (3) 全体計画の策定

ベースラインの把握や指標の設定も踏まえて、PDMを基にしたプロジェクト期間全体の活動を、先方と共同で再構築し、双方の必要なアクションを整理する。

### (4) モニタリングシート Ver. 1 の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、上記内容を反映させたモニタリングシート Ver. 1（英文）に取りまとめる。

モニタリングシート Ver. 1（原案）を基に、ケニア側関係者と協議、意見交換し、合意する。

### (5) ギャップアセスメントの実施

本プロジェクトにて取り組む各分野（自然資源管理、生計多様化、干ばつ管理能力強化）について、先行案件の提言・教訓を踏まえ、トゥルカナ郡政府総合開発計画（GIDP）に掲げられている目標と現状とのギャップを確認し、以降の活動方針を策定する。併せて、既存のコミュニティアクションプラン（CAP）における干ばつ管理関連の内容について、代表的な例のレビューを行う。

### (6) 戦略的な水源の設置

先行案件で実施した水資源ポテンシャル調査や、トゥルカナ郡政府の開発計画に基づき、未利用の自然草地へ牧畜民を誘導するために戦略的に水源（ハンドポンプ井戸）を設置する。

供用後は地下水位の低下を招いていないか、また水質が悪化していないか、モニタリングを行う。必要な観測方法、体制を検討し、プロポーザルにて提案すること。

なお、第1フェーズに実施する水源設置工事はコンサルタントが現地施工業者に再委託して実施する。設計から発注、施工監理までの一連のプロセスに本来施主であるべきトゥルカナ郡政府関係者が当事者として関与できるよう留意、工夫すること。なお、本工事にかかる経費は別見積とすること。現時点で掘削数は最大10井と想定するが、契約交渉において確定することとする。

また、第2フェーズで取り組む水源設置にかかる予算はトゥルカナ郡政府が確保することとしていることを踏まえ、次年度以降の水源設置に必要な郡予算の申請プロセスについても、コンサルタントはその実現に向けて側面支援を行うこととする。

### (7) 牧草地/放牧地の管理・再生

新たな水源設置が当該地域の放牧圧の増加を招かないような管理方法を、トゥルカナ郡政府関係省庁やその他関係機関の所掌や権限を踏まえ具体的に検討する。現時点で適当と考える管理方法（アイデアで可）をプロポーザルに記載すること。

#### (8) 持続的な飼料作物生産/外来樹種への対処・活用

自然草地のみに依存した牧畜形態の干ばつに対する脆弱性を軽減することを企図する、持続可能な飼料作物の生産方法を検討する。あわせて、地下水資源を多く消費する外来侵入樹種メスキート（プロソピス）の更なる繁殖を食い止めるための方策も検討する。

先行案件の取組に加え、関連する我が国の援助活動の実績も踏まえ、本プロジェクトで取り組む具体的な活動をプロポーザルにて提案すること。

#### (9) 牧畜民コミュニティ主体の自然資源管理を実現する支援体制の確立

上記(6)から(8)で検討した方策、活動を、実施機関および対象コミュニティの合意のもと試行する。また、当該コミュニティが各々の活動を継続するための郡政府の支援体制も併せ合意し実施する。支援体制を検討する際には、関係者の役割分担や費用負担を明確することはもとより、NGOや民間企業などトゥルカナ郡政府の役割を補完しうるアクターについて十分な検討を行うこと。現時点で特筆すべきことがあればプロポーザルに記載すること。

#### (10) コミュニティアクションプラン（CAP）の策定

主として牧畜民で構成される対象コミュニティが牧畜以外の生計手段を備えることを目指す、生計多様化活動を計画する。当該コミュニティでCAPが作成済であれば現状に即した見直しを、未作成であれば新規作成を支援する。コミュニティが利用可能なトゥルカナ郡の支援制度を踏まえ、CAPに含まれるべき要素や様式を整理すること。

#### (11) CAPに基づく生計多様化活動の試行実施

前項(10)で作成したCAPに含まれる活動のうち、コミュニティ自身で行える優先活動を実行する。実施にあたり必要となるトゥルカナ郡政府や他の援助機関の支援内容を整理するとともに、コンサルタントはそれを側面支援する。

#### (12) 活動のモニタリング

上記(9)及び(11)の進捗をモニタリングする。モニタリングは、トゥルカナ郡に7つある準郡と、さらに下部に位置する行政単位に配属されている政府職員が主体となり実施することを基本とする。コンサルタントは日常のモニタリング活動の側面支援を行う。

#### (13) 本邦研修の実施

トゥルカナ郡政府のC/Pが長期的視点に立った防災投資の重要性の理解を深めることを目的とし、第1フェーズ期間中に1回本邦研修を実施する。

現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、プロジェクト目標の達成により効果的と考える内容があれば、具体的にプロポーザルに記載すること。

##### 【研修内容（案）】

研修内容：① 2015年3月の第3回国連防災世界会議にて日本政府が表明した「仙台防災協カイニシアティブ」の基本方針3点を含む、災害に対する強靱性（レ

ジリエンス)の向上に資する日本の経験

② トウルカナ郡が人道支援から事前投資 (Preparedness) に移行するための行動計画作り

参加者：トウルカナ郡政府関係者（公共事業・地方分権・防災省、水・灌漑・農業省、  
牧畜経済・漁業省、エネルギー・環境・自然資源省）のうち、R/Dにて規定されたプロジェクト実施ユニット (Project Implementation Unit) の主要メンバー

参加人数：8名

研修期間：2週間程度

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2016年6月)」に則り、以下の業務を行う。

- ① 研修員の人選
- ② 応募書類の取り付け支援
- ③ 研修日程・カリキュラム作成 (研修工程計画表)
- ④ 講師の手配
- ⑤ 見学先・実習先の手配
- ⑥ 教材の作成、研修教材の著作権処理
- ⑦ 研修場所及び必要資機材の手配
- ⑧ 講義・実習・見学の実施

研修実施に要する業務のうち本業務に包括するものは、「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICA 国内事業部及び JICA 国内機関で対応する予定である。

ただし、「受入」業務の「④本邦における宿舍手配」及び「⑥研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務については、研修内容及び受注者の意向によって契約に包括することが可能であり、これら業務を契約に含める方が効率的とコンサルタントが判断する場合には、プロポーザルにて提案すること。

当該研修にかかる経費は別見積とすること。

#### (14) プロジェクト事業進捗報告書の作成

コンサルタントはプロジェクト事業進捗報告書を C/P と共同で作成するとともに、第1フェーズの現地業務終了に先立ち JICA 及び先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの進捗、課題、第2フェーズに向けた留意事項等について共通理解を得る。

<第2フェーズ：2018年7月～2022年1月>

#### (15) 業務計画書及びワーク・プランの作成

コンサルタントは業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について JICA の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、工程等について合意を得る。

(16) 先方予算を活用した戦略的な水源の設置

第1フェーズに引き続き、新たなコミュニティに水源（ハンドポンプ井戸）を設置する。

第2フェーズに取り組む水源設置にかかる予算はトゥルカナ郡政府が確保することとしていることを踏まえ、ケニア政府の予算申請プロセスに沿って、当該年度に設置可能な水源の箇所数をトゥルカナ郡政府と協議し、合意する。また、第2フェーズに実施する水源設置工事はトゥルカナ郡政府若しくは他の援助機関が発注することとしていることから、当経費については見積りに含めない。加えて、次年度以降の水源設置に必要な予算申請プロセスについても、コンサルタントはその実現に向けて側面支援を行うこととする。

(17) 自然資源管理及び生計多様化活動の実施

前項(16)で水源を設置したコミュニティにおいて、第1フェーズの(7)～(11)の記載と同様の活動を行う。また同(7)～(11)の活動を継続する。

(18) レジリエンスをより高める生計多様化活動の実施

第1フェーズにて生計多様化活動を試行したコミュニティにおいて、CAPに含まれる活動のうち、自身のリソースではまかなえないより規模の大きな投入を必要とする活動（例えば市場の改修や農道の整備）に取り組む。トゥルカナ郡政府若しくは他の援助機関の予算による実行が想定されるところ、トゥルカナ郡政府と入念に調整・協力することとし、本件費用は見積りに含めないこととする。

(19) 活動のモニタリング

上記(12)と同様に第1フェーズ及び第2フェーズの対象コミュニティの活動をモニタリングする。

(20) 本邦研修・第三国研修

地方分権化・計画省及び国家干ばつ管理庁の関係者、及びトゥルカナ郡政府のC/Pが長期的視点に立った防災投資の重要性の理解を深めることを目的とし、第2フェーズ期間中に3回本邦研修を実施する。

現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、プロジェクト目標の達成により効果的と考える内容があれば、具体的にプロポーザルに記載すること。

なお、本邦研修の代替手段として、第三国での研修が効果的と考えられる場合は、想定する受入国を含む具体的な研修実施方針をプロポーザルで提案する。当該研修にかかる経費は別見積りすること。

【研修内容（案）】

研修内容：各回ごとに異なるテーマを設定し、それぞれの分野における取り組みが、災害に対する強靱性（レジリエンス）の向上に寄与した日本の経験

第1回：資源動員

第2回：自然資源管理

第3回：生計多様化

参加者：各回ごとに想定する参加者を以下のとおり区分する。

第1回：地方分権化・計画省及び国家干ばつ管理庁の関係者（主に中央政

府レベルを想定)

第2回：トゥルカナ郡政府関係者（公共事業・地方分権・防災省、水・灌漑・農業省、牧畜経済・漁業省、エネルギー・環境・自然資源省）のうち、自然資源管理分野の担当者（準郡レベルの関係者を含む）

第3回：トゥルカナ郡政府関係者（公共事業・地方分権・防災省、水・灌漑・農業省、牧畜経済・漁業省、エネルギー・環境・自然資源省）のうち、生計多様化分野の担当者（準郡レベルの関係者を含む）

参加人数：各回8名ずつ（省庁間及び準郡間の公平性に配慮すること）

研修期間：各回2週間程度

本邦研修の実施にあたり参照するガイドライン等は、(14) 本邦研修の実施の記載事項に同じ。

#### (21) プロジェクト事業進捗報告書の作成

コンサルタントはプロジェクト事業進捗報告書を C/P と共同で作成するとともに、2019年12月末までに JICA 及び先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの進捗、課題、残りのプロジェクト期間に向けた留意事項等について共通理解を得る。

#### (22) プロジェクト事業完了報告書の作成

コンサルタントはプロジェクト事業完了報告書を C/P と共同で作成するとともに、第2フェーズの現地業務終了に先立ち JICA 及び先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの進捗、課題、プロジェクト終了後の提言等について合意を得る。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1フェーズはプロジェクト事業進捗報告書（第1フェーズ）、第2フェーズはプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

モニタリングシートについては、サンプルを参考資料として提示するので、参照すること。なお、モニタリングシートの言語は英文とし、先方実施機関と共同で作成することとする。そのため、プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書に添付するモニタリングシートについては、和文を作成する必要はない。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する最終版の部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

フェーズ	レポート名	提出時期	部数
エ 第 1 フェーズ	業務計画書(第1フェーズ) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部

	ワーク・プラン(第1フェーズ)	業務開始から約1ヵ月後	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 1	2017年6月下旬	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 2	2017年12月下旬	英文：5部
	プロジェクト事業進捗報告書(第1フェーズ) (モニタリングシート Ver. 3を含む)	第1フェーズ契約終了時 (2018年6月下旬)	和文：3部 英文：5部
第2フェーズ	業務計画書(第2フェーズ) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン(第2フェーズ)	業務開始から約1ヵ月後	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 4	2018年12月下旬	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 5	2019年6月下旬	英文：5部
	プロジェクト事業進捗報告書(第2フェーズ) (モニタリングシート Ver. 6を含む) (中間成果品)	2019年12月下旬	和文：3部 英文：5部
	モニタリングシート Ver. 7	2020年6月下旬	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 8	2020年12月下旬	英文：5部
	モニタリングシート Ver. 9	2021年6月下旬	英文：5部
	プロジェクト事業完了報告書(案)	2021年12月下旬	英文：5部
	プロジェクト事業完了報告書	第2フェーズ契約終了時	和文：5部 英文：20部 CD-R：5枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。



なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項

イ) プロジェクト事業進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等の活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- ⑦ 供与機材・携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑧ 合同調整委員会議事録等
- ⑨ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑤の引渡しリストは完了報告書のみ記載

（2）技術協力成果品／技術協力成果資料

業務の各段階においてコンサルタントが直接もしくはコンサルタントがC/Pを支援して作成する研修教材等の資料については、それぞれの完成フェーズのプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1フェーズ：2017年2月～2018年6月
- (2) 第2フェーズ：2018年7月～2022年1月

このため、第1フェーズ契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、ケニア政府の予算年度や、主要な活動方針の見直しの時期等を考慮して設定したものであるが、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

#### 2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

- 1) プロジェクト実施期間全体：112.0 M/M 程度
- 2) 本契約（第1フェーズ）：39.75 M/M 程度

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す各分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、業務量の目途で示された M/M を超えない範囲で、他の必要と考えられる担当分野の追加等も含め、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。専門家人数は必要最小限とし、一人の専門家が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。

- 1) 総括/コミュニティ開発（2号）（評価対象予定者）
- 2) 生計多様化（3号）（評価対象予定者）
- 3) 水資源開発/井戸掘削施工監理
- 4) 牧草地/放牧地管理
- 5) 環境管理/地理情報システム（GIS）
- 6) 外来樹種管理
- 7) 業務調整/コミュニティ開発2

#### 3. 対象国の便宜供与

JICA 及び相手国側実施機関による便宜供与事項は以下のとおり。

##### (1) プロジェクト車両：あり

JICA がポリスエスコート用を含む4WD車3台を現地業務開始3ヶ月後までに調達する予定。そのため、現地業務期間冒頭3ヶ月分のレンタカーの借り上げ経費、プロジェクト車両の運転手傭上費用、燃料及び車両整備費用等の必要経費を見積りに含めること（本見積りとする。こと。）。)

##### (2) 執務スペース：なし

相手国側実施期間による執務スペースの提供がないため、執務スペースの借り上げ経費及びそれに伴う通信・運搬費や水道光熱費等の必要経費を見積りに含めること（本

見積りとする。)

#### 4. 配布資料／貸与資料

##### (1) 配布資料

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ R/D
- ・ モニタリングシート (サンプル)

(2) 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクトファイナルレポート 和文要約

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024071.html>

- ・ 北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクトファイナルレポート 英文

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024074.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024075.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024076.html>

(3) 本業務に関する以下の資料がプロジェクトホームページで公開されています。

- ・ 「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」プロジェクト成果ガイドライン

<http://www.jica.go.jp/project/kenya/004/materials/index.html>

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

##### (1) 水源設置工事

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、委託業者の能力強化も念頭に置きつつ、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### 6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICA ケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

本指示時点におけるトゥルカナ郡への業務渡航の条件は以下のとおり。現地の治安

状況を踏まえた改訂を行う場合は、JICA ケニア事務所より別途連絡する。なお、ケニアでは 2017 年 8 月に大統領選挙を含む総選挙が予定されており、選挙スケジュールに従い業務渡航の制限等の一時的措置を講じる可能性がある。

・渡航前に安全対策クランク、カウンターパート、国連機関（UNHCR等）を通じて治安情報を収集する。

・拠点都市間の移動は 6 時から 18 時までとする。

・JICA ケニア事務所に定時連絡を実施する。（宿泊地出発・到着時、目的地到着・出発時）。

・衛星携帯電話（JICA ケニア事務所より貸与）を携行する。

・拠点都市内の移動を除き、移動に当たっては武装警官によるエスコート（護衛）を原則とする。そのための武装警官（1 回あたり 3 名）の日当（1 日あたり 1,500 ケニアシリング）等の必要経費を見積りに含めること（別見積りとする。こと。）。)

## 7. 見積りの分離

以下の業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること（別見積りとする。こと。）。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

- (1) 水源設置工事
- (2) 本邦研修実施経費
- (3) 第三国研修実施経費（提案する場合）
- (4) 安全対策に係る経費（武装警官の日当等）

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 「緑の未来協力隊」に関連する活動について

本業務の業務従事者は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」(※) のひとつとして位置づけられる。業務従事者としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」の趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページでの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。

※緑の未来協力隊：日本政府は、平成 24 年 6 月の国連持続可能な開発会議（リオ＋20）での玄葉外務大臣（当時）の政府代表演説の中で、「環境未来都市」の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの 3 本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後 3 年間で 1 万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyommk/index.html>

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上